採石業立入検査実施要領

（目的）

第１条　この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第42条第１項の規定に基づく、採石業者の岩石採取場又は事務所への立入検査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（検査の対象）

第２条　立入検査の対象は、法第33条又は法第33条の５第１項の規定により栃木県知事の認可を受けた採取計画に係る岩石採取場又は事務所（以下「採取場等」という。）とする。

（実施方法等）

第３条　立入検査は、別紙立入検査票により、知事が指定する職員が行うものとする。

２　採石業者は、立入検査の受検に当たり、当該採取場等を監督する業務管理者を立ち会わせるとともに、当該業務管理者は立入検査を補助するものとする。

３　当該採石業者は、立入検査に先立ち、第１項の検査票を用いて当該採取場等の事前検査を実施し、検査日の１週間前までに知事にその結果を報告するものとする。

（実施計画）

第４条　知事は、全ての採取場等について、立入検査を少なくとも毎年１回実施するものとし、毎年度当初に実施計画を作成し、採石業者及び関係団体（当該団体の構成員に関するものに限る。）に通知するものとする。

（検査結果の通知）

第５条　知事は、立入検査の結果について、当該立入検査票の写しを添付して、速やかに、当該採石業者に通知するものとする。

２　前項の通知により、改善等の指導を受けた採石業者は、当該指導に対する措置の完了後、措置の経過及び結果を示す書面、図面及び写真を添付して、速やかに知事に報告するものとする。

（大谷石の採取場等に関する特例）

第６条　大谷石の採取場等への立入検査には、宇都宮市及び公益財団法人大谷地域整備公社（以下「公社」という。）の職員が同行できるものとする。

２　第４条の規定は、前項の立入検査の実施に係る宇都宮市及び公社への通知に準用する。

　　　附　則

　この要領は、昭和50年６月１日から施行する。

附　則

　この要領は、昭和63年10月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成30年８月１日から施行する。ただし、第４条の規定は、平成31年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和３年３月25日改正）

この要領は、令和３年６月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日改正）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。